

自転車マナーアップ強化月間



実施期間 5月1日(水)から5月31日(金)の1ヶ月間
スローガン 「自転車も のれば車の なかまいり」
運動の重点 交通ルールの遵守とマナーの向上

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 夜間はライトを点灯
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認など
5. 子どもはヘルメットを着用



●自転車による主な交通ルール違反の罰則●

飲酒運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
信号無視	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
一時不停止	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
無灯火運転	5万円以下の罰金
二人乗り	2万円以下の罰金または科料
並進走行	2万円以下の罰金または科料

● 自転車の交通ルールを守りましょう ●

藤沢市交通安全対策協議会

※本チラシに掲載されているイラストの中には、著作権の関係で再利用できないものがあります。利用したい場合は防犯交通安全課にご相談願います。